

# 石神井西中学校危機管理マニュアル

## 問題発生時の対応

### 1 生徒の問題発生時の対応

対教師なのか、生徒間なのか、怪我人の有無、けがの部位など、状況の違いがあり、対応を一律に決めることはできない。原則として、次のように対応してください。

① **問題発生** → 授業中、休み時間を問わず、発見した教師がまずは「制止させる」

#### 通報

授業中…授業妨害、暴力、暴言、健康や安全管理上の問題など、授業を中断して事態の収拾に当たる。

該当教員だけで対応が困難な場合は、生徒（学級委員）を職員室、または近くの教員のところへ連絡に生かせる。

その他の場面…目撃した場合、生徒を使い、職員室、または近くの教員のところへ連絡に生かせる。

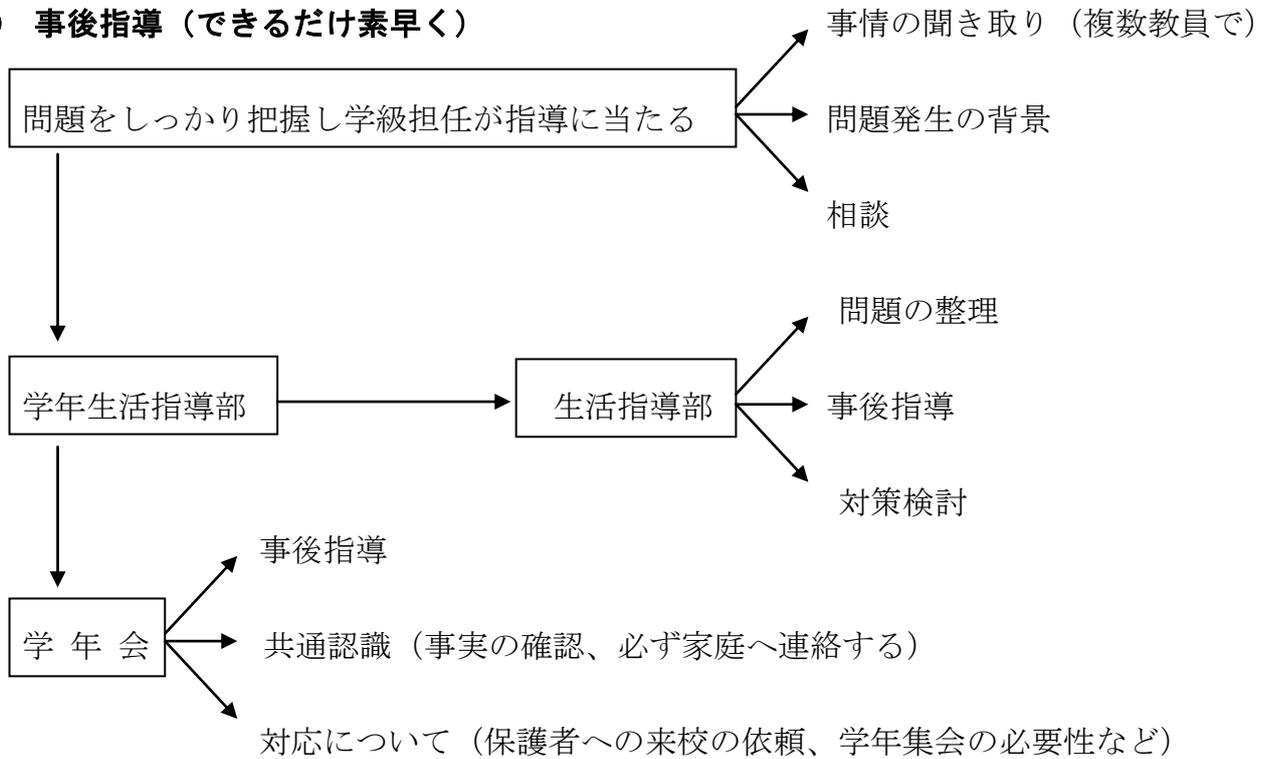
※ 生徒がトラブルを目撃した場合、すぐに職員に通報してくれるような信頼関係を普段から作っておく。

※ いるはずの生徒が教室内にいないときは、学級委員が職員室に連絡する。連絡を受けた教員は、該当の生徒を探す。

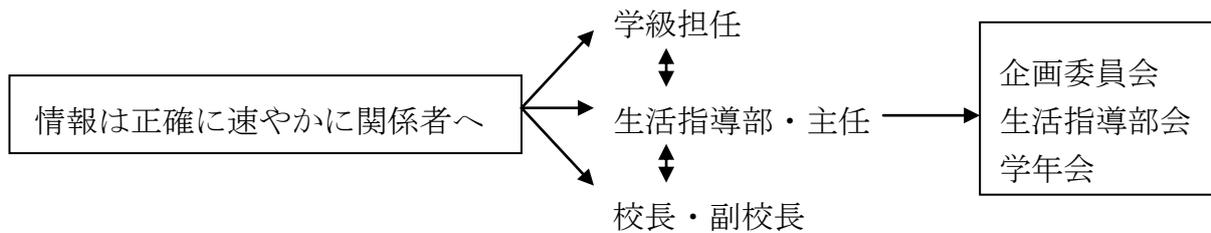
#### 対応

- ・なるべく多くの教員で、現場に駆け付ける。
- ・一般生徒は教室へ戻し、野次馬を作らせない。
- ・生徒（当事者）を指導する場合は、別室等に移動させ、他の生徒の目に触れないよう配慮する。
- ・トラブルが集団の場合は、一人ひとりに分散させる。
- ・生徒に聞き取りを行う際には、可能な限り、一人の生徒に対して複数の教員で対応する。

## ② 事後指導（できるだけ素早く）



## ③ 情報の伝達



※ 必ず保護者へ連絡をする。

※ 担任を中心に学年体制で、生徒との信頼関係の樹立に努め、生徒自身が、自分の力で誤りを改めていくように、根気強く指導していく。

各学年の生活指導チームは、指導原案を学年または全学年に提案し、教職員が、相互に連携して指導できるよう配慮する。また、生活指導部員は、教職員との連携を図るよう努め、教職員が、相互に速やかに指導に移れるよう配慮する。必要な場合は、全校体制で指導に当たる。無益な「学年批判」は無くし、生徒のための教職員集団として力を合わせる。

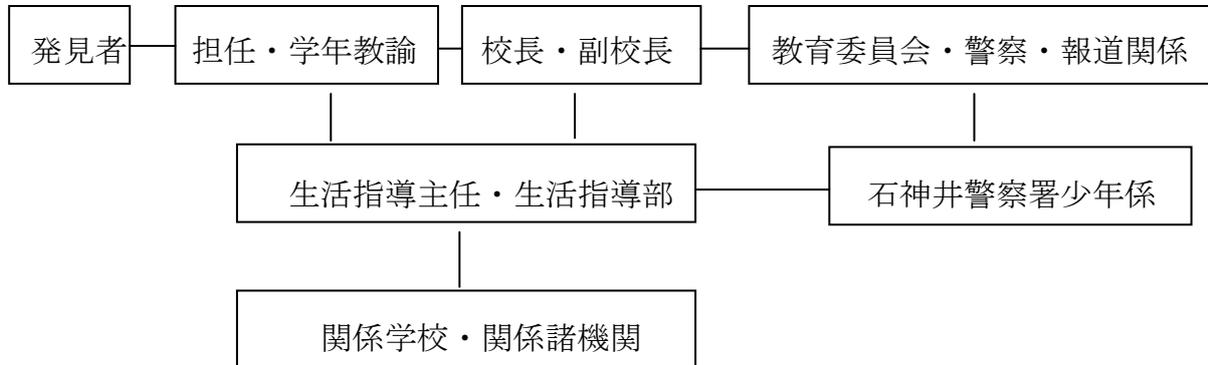
※ 指導においては、生徒の話を十分に聴く姿勢を重視する。しかし、教職員への暴言、暴力的行為、授業妨害、喫煙などの暴力的・反社会的行動に対しては、絶対に認めない断固とした姿勢で指導に当たる。

※ 「生徒によって差がある」「先生によって言うことが違う」と生徒に感じさせないように、教職員の共通理解、共通実践をお願いします。

**その日のうちに指導できることは、その日のうちに！**

## 2 緊急事態発生時・・・不審者、他校生の侵入など、不測の事態

### ① 原則的な通報経路 → 対応が遅れることのないように注意し、早急に対応する！



- ※ 外部諸機関への通報ならびに対応は、校長・副校長の指示のもと、全教職員が行う。
- ※ 警察への通報は、校長・副校長の指示のもと、生活指導主任が行う。
- ※ 緊急で、早急な警察の対応が必要な場合は、110番へ連絡する。但し、外部報道機関等へ情報流出の対応は、校長・副校長が行う。
- ※ 緊急車両の要請については、校長・副校長の指示のもと、全教職員が行う。この場合、生徒・保護者への説明が求められるため、対応方法などを全職員に周知徹底する。
- ※ 緊急性がない警察への通報は、原則として、石神井警察署少年係へ連絡する。

### ② 緊急事態発生時の確認事項（不審者、他校生の侵入など、不測の事態）

- ・あらゆる方法を用いて、事件の発生を他の教職員に通報し、応援を求めることを最優先する。
- ・相手には、絶対に単独で対応せず、必ず複数の(できるだけ多くの)教職員で対応する。
- ・相手が集団の場合は、分散させて指導する。
- ・当事者を別室に移し、一般生徒を落ち着かせる

#### 緊急事態発生時の放送

※ 緊急事態発生時はすぐに放送で全教職員に知らせ、現場もしくは職員室に集合し、次の配置によって行動する。

- ※ [校長・副校長・当該学年主任・生活指導主任] 職員室
- ※ [女性教職員] 在校生徒の掌握
- ※ [男性教職員] 現場へ

### ③ 外来者（不審者、他校生等）の原則的対応

- ・相手を興奮させないようにし、毅然とした態度で対応する。
- ・本校生徒の呼び出し、伝言は、一切拒否する。
- ・相手の顔つき、服装、言葉遣い等を観察する。
- ・用件・所属（所属校・学年）・氏名・人数等を確認する。

④ 緊急事態発生時の対応一覧

	授業中	休み時間	放課後
発見・発生	<p>☆空き時間の教職員が、複数で対応する。</p> <p>☆速やかに、副校長、生活指導主任、生活指導部へ連絡する。</p>	<p>☆生活指導主任、生活指導部、男性教職員が対応する。</p>	<p>☆左に同じ</p>
外来者	<p>☆原則として、校舎内へ入れず、学校外で対応する。</p> <p>☆状況により、身柄を拘束する場合は、会議室、相談室、教室を使用する。</p>	<p>☆左に同じ</p>	<p>☆左に同じ</p>
本校生徒へ	<p>☆窓越しに外を見せない。</p> <p>☆授業の先生がそのクラスの生徒を落ち着かせる。</p>	<p>☆窓越しに外を見せない。</p> <p>☆次の授業担当者、担任、副担任が、教室で指導に当たる。</p>	<p>☆下校させず、状況を確認する。</p> <p>☆状況を説明し、下校時の注意事項を与える。</p> <p>☆部活動顧問、残留責任者による指導。</p> <p>☆家庭への連絡。</p>
合図	<p>☆「〇〇〇を開催します。先生方は、〇〇〇へお集まりください。」</p>		
連絡	<p>☆直ちに、関係諸機関、石神井警察署少年係、所属先、所属校（所属先の副校長、生活指導主任）等へ、連絡する。状況に応じて引き取りを願う。</p>		